

建築確認申請書・調査報告書の主な経由 1/2

更新日 R2.11.10

堺市開発調整部建築安全課 審査係  
 内線 5918・5919・5921  
 直通 072-228-7936

対象	規制概要等	経由先
すべての建築物		
地域地区(用途地域等) ※堺市に申請する場合を除く	・都市計画法	・堺市都市計画部都市計画課 土地利用係 内線 5515~5516 <高層館16階> 直通 072-228-8398
下水道関係	・下水道法	・堺市下水道部下水道管路課 管理係 <上下水道局本庁舎2階> <住所> 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2 直通 072-250-3428 (建築安全課又は宅地安全課で経由できる場合あり)
道路関係 ※開発協議にかかるものを除く	・市道、府道、国道	・堺市土木部路政課 境界調査係 内線 4123~4124 <高層館18階> 直通 072-228-7417
	・位置指定道路、法施行前道路、 建基法43条許可、建基法42条非該当	・堺市開発調整部 宅地安全課 内線 5925・5926 直通 072-228-7483
開発協議にかかるものを除く すべての建築物	・堺市開発行為等の手続に関する条例 ( 図面の経由)	・堺市開発調整部 宅地安全課 調査係  内線 5937・5938 直通 072-228-7483
開発協議にかかるもの	・都市計画法、堺市開発行為等の手続に関する条例 ( 工事完了検査済、建築(特例)承認、 都計法41条制限 等 )	・堺市開発調整部宅地安全課 調査係 内線 5937・5938 直通 072-228-7483
市街化調整区域内 ※開発協議にかかるものを除く	・都市計画法	・堺市開発調整部宅地安全課 調査係 内線 5937・5938 直通 072-228-7483
地区計画区域内	・都市計画法	・堺市都市計画部都市計画課 土地利用係 内線 5515~5516 <高層館16階> 直通 072-228-8398
風致地区内	・堺市風致地区内における 建築等の規制に関する条例	・堺市公園緑地部公園緑地整備課 緑化推進係 内線 4424・4425 <高層館17階> 直通 072-228-7424
福祉施設等	・高齢者 (老人福祉法等)	・サービス付き高齢者向け住宅 (用途が共同住宅の場合は、 介護事業者課の経由は不要)
		・有料老人ホーム
		・老人デイサービスセンター (認知症デイを除く)
		・老人短期入所事業
	・老人デイサービスセンター(認知症デイ)、 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	・堺市住宅部住宅まちづくり課 企画支援係 内線 5716 <高層館14階> 直通 072-228-8215
	・身体・知的・精神障害者	・堺市長寿社会部介護事業者課 居宅事業者係 内線 3186 <本館8階> 直通 072-228-7348
		・堺市長寿社会部介護事業者課 指定係 内線 3202 <本館8階> 直通 072-228-7348
保育所	・児童福祉法	・堺市子育て支援部幼保推進課 内線 3361・3362 <高層館8階> 直通 072-228-7173
病院・診療所・助産所 施術所(はり・きゅう・あん摩)	・医療法等	・堺市保健所保健医療課 医務管理係 内線 3447 <本館6階> 直通 072-228-7582
旅館・ホテル 簡易宿泊所・下宿	・旅館業法	・堺市保健所環境業務課 営業指導係 内線 3456・3457 <本館6階> 直通 072-222-9940
公衆浴場 ラブホテル	・公衆浴場法 ・堺市ラブホテル建築等規制条例	

# 建築確認申請書・調査報告書の主な経由 2/2

更新日 R2.11.10

堺市開発調整部建築安全課 審査係  
 内線 5918・5919・5921  
 直通 072-228-7936

対象	規制概要等	経由先
店舗 (物品販売業を営む店舗)	・堺市中規模小売店舗の設置に関する要綱 <売場面積> 300㎡以上1,000㎡未満 ・大規模小売店舗立地法、 堺市大規模小売店舗の設置に関する要綱 <売場面積> 1,000㎡以上	・堺市商工労働部商業流通課 内線 3525 直通 072-228-8814 <高層館7階>
臨港地区内	・港湾法	・大阪府都市整備部港湾局 施設運営グループ <住所> 泉大津市なぎさ町6-1 堺泉北港ポートサービスセンタービル10F 直通 0725-21-7217
工場	・工場立地法 敷地内に工場があれば全て経由必要 (届出不要の場合は不要の印押します)	・堺市商工労働部産業政策課 内線 3514・3519 <高層館7階> 直通 072-228-7629
高層建築物等	・電波法(伝搬障害防止区域) <高さ> 31mを超える(PH・広告物含む) * 既存建物の高さが31mを超えているときも経由必要	・近畿総合通信局 無線通信部陸上第一課 直通 06-6942-8559
	・堺市開発行為等の手続に関する条例 第5条第2項第1号にかかるもの(中高層の届け出)	・堺市開発調整部宅地安全課 協議係 内線 5932・5933 直通 072-228-7483
	・堺市景観条例(増築後も含む) <高さ> 15mを超える <階数> 地上6階以上 <延床面積> 3,000㎡を超える のいずれか ・堺市景観協定	・堺市都市計画部 都市景観室 内線 5532、5536 <高層館16階> 直通 072-228-7432
屋外広告物	・堺市屋外広告物条例	内線 5533~5535
福祉まちづくり	・大阪府福祉のまちづくり条例 (事前協議の対象のものに限る)	・堺市開発調整部建築安全課 審査係 内線 5918・5919・5921 直通 072-228-7936
都市計画法53条区域内 土地区画整理法76条区域内	・都市計画法 ・土地区画整理法	・堺市開発調整部建築安全課 指導係 内線 5923・5924 直通 072-228-7936
築港浜寺西町の一部	・集中浄化槽	・泉北工業団地協同組合 <住所> 高石市高砂3-63 072-268-1284
築港新町2丁の一部		・堺臨海工業団地協同組合 <住所> 西区築港新町2-6-17 072-245-7373
駐車場整備地区内	・駐車場法 <延べ床面積> 1,000㎡以上 ※開発協議にかかるもの及び住宅(共同、長屋含む)、 児童福祉施設、学校を除く	・堺市交通部交通政策課 内線 5421 <高層館16階> 直通 072-228-7756
密集住宅市街地 整備促進事業地区内	・堺市密集住宅市街地整備促進事業制度要綱	・堺市都市整備部 都市整備推進課 推進係 内線 5621・5622 <高層館15階> 直通 072-228-7425
宅地造成工事規制区域内	・宅地造成等規制法	・堺市開発調整部宅地安全課 許可係 内線 5934~5936 直通 072-228-7483

●以下については建築確認申請又は調査報告書受付後に建築安全課内で裏書を行います。

・建築協定区域内 ・仮使用承認が必要なもの ・建築基準法に基づく 特例許認可が必要なもの	・建築基準法	・堺市開発調整部建築安全課 指導係 内線 5923・5924 直通 072-228-7936
・定期報告 (定期報告建築物計画書) 防災計画書が必要なもの	・建築基準法 ・高層建築物等の防災措置に関する要綱 ・社会福祉施設における防火安全対策について	・堺市開発調整部建築安全課 審査係 内線 5918・5919・5921 直通 072-228-7936

●その他(確認申請書、調査報告書に裏書は必要ありません)

・省エネ法	・延床面積が300㎡以上の建築物の新築 ・床面積が300㎡以上の増築・改築 ・延床面積が2000㎡以上の建築物の大規模改修等	・堺市開発調整部建築安全課 指導係 内線 5922・5928 直通 072-228-7936
・CASBEE	・床面積が5000㎡以上の建築物 ・24年7月1日より床面積2000㎡以上で申請が必要	・堺市開発調整部建築安全課 指導係 内線 5922・5928 直通 072-228-7936

お願い: 確認申請には、「開発行為等に係る適用法令等判定書」の写しを添付していただくようお願いいたします。